平成２６年（フ）第２４６号
岐阜市瑞雲町４丁目17番地１
債務者　株式会社ラ・シュシュ
代表者代表取締役　飯沼　豊健
１　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤　　良寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前10時
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２１６号
愛知県西尾市吉良町吉田大切間２番地６
債務者　株式会社サティスファクション
代表者代表清算人　竹永　容子
１　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三宅　大輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午後２時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３１２３号
大阪市中央区内淡路町２丁目４番７号
債務者　株式会社メイハンコーポレーション
代表者代表取締役　田畑　敦之
１　決定年月日時　平成26年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阪口　彰洋
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１１１８号
愛知県尾張旭市北原山町鳴湫1703番地４
債務者　近藤　昌利
１　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　江本　真理
４　破産債権の届出期間　平成26年８月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午後３時
６　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７号
福島県相馬郡新地町大字埒木崎字熊野82番地の３
債務者　長倉　年勝
１　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若杉　裕二
４　破産債権の届出期間　平成26年８月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２６年（フ）第２８０号
岡山市中区今在家225番地14
債務者　藤村　太郎
１　決定年月日時　平成26年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飛山　美保
４　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６０号
徳島県鳴門市撫養町斎田字岩崎10番地２
債務者　原田　陽士
１　決定年月日時　平成26年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂村　隆明
４　破産債権の届出期間　平成26年９月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午前11時５分
６　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２９０号
札幌市手稲区前田９条15丁目９番20号
債務者　杉山　淳一
１　決定年月日時　平成26年７月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関口　和矢
４　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月15日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６７号
青森市佃２丁目４番29号　住宅型有料老人ホームガーデンハウスきらら
債務者　木村　邦彦
法定代理人成年後見人　坂本　国晃
１　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂　　正俊
４　破産債権の届出期間　平成26年８月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午後２時
６　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６９号
青森市勝田２丁目８番22号
債務者　山脇　正志
１　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井戸川亮一
４　破産債権の届出期間　平成26年８月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月31日午前10時
６　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４６１号
千葉県市川市香取２丁目５番16号ミキハイツ201号
債務者　田辺　祐之
１　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　曽我　一義
４　破産債権の届出期間　平成26年８月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月15日午後４時
６　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３４号
愛知県豊川市御津町下佐脇鎌田25番地１　インノバーレ102号、従前の住所愛知県豊橋市川崎町12番地の１
債務者　竹内　健一
１　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩崎　大輔
４　破産債権の届出期間　平成26年９月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後１時50分
６　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２０２号
愛知県名古屋市千種区光が丘１丁目22番　鍋屋上野住宅５号棟405号室、住民票上の住所愛知県碧南市大浜上町４丁目36番地
債務者　鈴木　良則
１　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中根　克弘
４　破産債権の届出期間　平成26年９月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月31日午後３時20分
６　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５８１号
千葉市若葉区西都賀３丁目10番10号
債務者　清成眞知子
１　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菱沼　秀樹
４　破産債権の届出期間　平成26年８月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午前11時
６　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係